

要 望

- 一、広域的な交流・物流を促進する国道整備については、国の責任において計画通りに整備すること。
- 一、都道府県道・市町村道等生活に密着した、地方が真に必要とする道路整備や街路整備が促進されるための国の支援が縮減されることがないよう求める。
- 一、地方道整備に対する国の支援策の転換により、地域間格差の拡大を助長しないよう求める。
- 一、地方における国際競争力を高め、救急搬送や災害対応のために、高速交通ネットワークは必要である。経済対策も含めて、今こそ高速交通ネットワークの整備を推進すべき時代であり、国による積極的な取り組みがなされること。
- 一、国民生活の安全・安心のための橋梁や幹線道路の維持管理予算が十分に確保されること。
- 一、一般財源化における暫定税率の維持は道路利用者には納得できない負担を求めるものである。道路整備に当たっては、道路利用者の意見を十分反映した道路整備を行うこと。

平成二十二年十一月二十五日